

(別記1)

分みつ糖工場生産性向上支援事業

第1 事業の内容

1 事業内容

本事業は、働き方改革に対応するため、令和6年3月までの猶予期間内に長時間労働を是正する必要がある国内の分みつ糖製造業において、労働効率の向上により安定的な操業体制の確立が図られるよう、事業者による、以下の(1)から(5)までの取組に必要な経費(事務に要する経費を含む。)を助成するものとする。

(1) 検討会の開催

分みつ糖工場の労働効率の向上を実効性のあるものにするための課題の抽出、課題の解決指針の策定、持続可能な将来像の検討、事業報告書の作成等を行うため、分みつ糖製造業関係者に加え、学識経験者等をはじめとする外部有識者、生産者及び地方自治体関係者により構成される検討会を開催する。

(2) 先進企業・産地等現地調査の実施

分みつ糖製造業各社や類似産業における労働効率の向上に向けた先進的な取組に加え、企業と産地の協力体制、他産業や他産地における先進的な省力化の取組等に関する情報を収集するため調査を実施する。

(3) 労働効率向上計画の作成とその試行

働き方改革達成に向けての課題を抱える工場を対象に、専門家やコンサルタントを派遣し、工場の人員配置や設備等の操業体制、職員の技能向上、産地との協力のあり方、離島間の糖業の連携等働き方改革を達成するために必要な検討・検証を行い、それに基づき労働効率向上計画(以下「向上計画」という。)を作成の上、当該向上計画をモデル的取組として試行する。

当該向上計画においては、令和5年度を目標とした、時間外労働削減、労働生産性向上に関する年度毎の目標(例:分みつ糖工場の1人当たり時間外労働を削減等)を設定し、令和5年度の働き方改革達成に向けた年度毎の実施計画を作成する。

(主な向上計画の内容例)

- ・ 働き方改革を達成するために必要な人員数の正確な把握及び具体的な対応策の立案
- ・ 天候の影響を最大限抑えつつ長時間労働を是正できる

原料輸送体制の確立

- ・ 製糖時期を延長した操業体制
- ・ 省力化できる工程の改修計画 等

(4) 人材募集の実施

地方自治体等との連携を図りつつ、人材募集イベントの実施・参加、他産地や他産業と協力した人材の確保に向けた調整、外国人、女性等の円滑な採用に向けた対応などの更なる人材確保に向けた取組や、多能工の育成などの人材の育成に向けた取組を行う。

(5) マニュアルの作成等

本事業を実施する上で蓄積された知見等を関係者間で共有・普及するため、分みつ糖工場の労働効率・生産性向上に関するマニュアルを作成し、関係者に配布する。

2 補助率

本事業の補助率は定額とする。

第2 応募要件

- 1 本事業に応募できる者は鹿児島県南西諸島及び沖縄県の次に掲げる者とする。
 - (1) 分みつ糖製造業者の組織する団体
 - (2) 分みつ糖製造事業者
 - (3) 協議会
- 2 本事業の事業実施主体となる者は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。
- 3 1の(1)及び(2)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者、組織及び運営の規定の定めがあるものとする。
- 4 1の(3)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、製糖企業のほか農業協同組合、地方公共団体等のさとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者、組織及び運営の規定の定めがあるものとする。
- 5 法人等(個人、法人及び団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

第3 採択要件等

1 成果目標

成果目標は、分みつ糖工場の製糖期間における1人当たり時間外労働を複数月平均80時間以下に抑制することとする。

2 目標年度

目標年度は、令和5年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (2) 事業が実施されることが確実であると見込まれること。
- (3) 事業実施地区が、指定地域(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項の指定地域をいう。)の区域内にあること。
- (4) 事業の内容が分みつ糖工場の労働生産性向上に寄与すると認められること。

第4 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別添に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別添の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものとみなすこととする。

2 次の取組は、本事業の対象としない。

- (1) 他の助成により実施中又は実施予定となっている取組
- (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組
- (3) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- (4) 不動産、船舶、飛行機、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組

第5 事業実施計画書の作成

本事業における事業実施計画書の作成は、様式3-1により行うものとする。